

富士フイルム和光純薬株式会社 行

第一種指定物質譲渡確認書

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」(平成7年法律第65号)第2条第5号の規定による下記第一種指定物質を譲渡致します。

記

製品名	
商品コード	
数量 (容量×本数)	× 本
責任者の氏名	
勤務先の所在地	
勤務先の名称	
使用目的	

*本確認書は譲受人が試験研究目的でご使用されることを確認するためのみ使用いたします。

対象品目(下記品目で混合物の場合は10%以上を対象とする。 ※ただし(3)のみ1%超)(2019年5月現在)

- (1) O,O-ジエチル=S-[2-(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート(別名:アミトン)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
- (2) 1,1,3,3,3-ペンタフルオロ-2-(トリフルオロメチル)-1-プロペン(別名:PFIB)
- (3) 3-キヌクリジニルベンジラート(別名:BZ)
- (4) 1つのメチル基,エチル基又はプロピル基と結合しているが,その他の元素とは結合していないリン原子を有する化学物質(特定物質他を除く)
- (5) N,N-ジアルキルホスホルアミジク=ジハリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る)
- (6) ジアルキルN,N-ジアルキルホスホルアミダート(ジアルキル及びN,N-ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る)
- (7) 三塩化ヒ素
- (8) 2,2-ジフェニル-2-ヒドロキシ酢酸
- (9) キヌクリジン-3-オール
- (10) N,N-ジアルキルアミノエチル-2-クロリド及びそのプロトン化塩類(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る)
- (11) N,N-ジアルキルアミノエタン-2-オール及びそのプロトン化塩類(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る)N,N-ジメチルアミノエタノール及びN,N-ジエチルアミノエタノールを除く)
- (12) N,N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る)及びそのプロトン化塩類
- (13) ビス(2-ヒドロキシエチル)スルフィド(別名:チオジグリコール)
- (14) 3,3-ジメチルブタン-2-オール(別名:ピナコリルアルコール)

上記物質に該当するもの

品目により使用数量の届出が必要な場合がありますのでご注意ください。

販売店名

注:原本を販売店にて保管し、写しを富士フイルム和光純薬宛てにご提出下さい。